

4

用語解説

| 五音 | 用語 | 内容 |
|--------|--|---|
| あ 行 | 悪臭 (掲載ページ:P.12・32等) | 誰からも嫌われるにのこのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」に基づく規制が行われている。 |
| | アメリカザリガニ (掲載ページ:P.24) | アメリカ南東部からメキシコ北東部が原産地であるザリガニの一種。日本では、1927年に養殖用のウシガエルのエサとして持ち込まれて以降、各地に分布を広げており、条件付特定外来生物に指定されている。雑食性で、さまざまな水草や水生昆虫などを捕食するため生態系への影響が大きい。 |
| | 一般環境大気測定局 (掲載ページ:P.30) | 大気の汚染状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における状況を監視するため設置されたもの。 |
| | いんざいカーボンニュートラル・チャレンジ 2050 (掲載ページ:P.18・53) | 「印西市ゼロカーボンシティ宣言」等を踏まえ、行政・市民・事業者が一体となって、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めることを目的に、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として、令和 7(2025)年 5 月に策定された計画。 |
| | 印西市環境基本計画 (掲載ページ:P.1・2等) | 「印西市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とする計画。平成 15(2003)年 3 月に策定し、令和 4(2022)年 3 月には、社会経済活動の変化による環境課題などをふまえ、新たな「第 3 次印西市環境基本計画」を策定した。 |
| | 印西市環境基本条例 (掲載ページ:P.1) | 環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする条例。平成 11(1999)年 3 月公布。 |
| | 印西市景観計画 (掲載ページ:P.28) | 景観法第 8 条に基づき良好な景観の形成方針や行為の制限、推進方策等を定めることを目的とし、一定の強制力を持つ計画。このため、景観形成の運用において景観形成の誘導等を行う役割を担う。 |
| | 印西市市内エコプラン (掲載ページ:P.1・48等) | 「印西市環境基本計画」を推進・実践していくため、市の事務・事業の中で環境保全に関して配慮すべき具体的な事項を定めたもの。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第 20 条の 3 に基づく「地方公共団体実行計画」に位置づけられる。 |
| | エコドライブ (掲載ページ:P.30・57等) | 「環境に配慮した自動車の使用」のことで、具体的には、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めるなどをして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO ₂)の排出量を減らす運転のこと。 |
| | 温室効果ガス (掲載ページ:P.2・10等) | 大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。 |
| か 行 | カーボンニュートラル (掲載ページ:P.2・13等) | 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。 |
| | 外来生物 (掲載ページ:P.17・24等) | もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から移入してきた生物のこと。ただし、海流によって移動してくる魚類や植物の種子、渡り鳥などは外来生物に当たらない。 |

| 五措 | 用語 | 内容 |
|--------|----------------------------------|--|
| か 行 | 合併処理浄化槽 (掲載ページ:P.8・30 等) | し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。 |
| | 環境基準 (掲載ページ:P.6・7 等) | 「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、「環境基本法」に基づいて国が定める値。 |
| | 木下貝層 (掲載ページ:P.27・51 等) | 約12万年前に古東京湾と呼ばれる広大な内湾に堆積した砂層で、当時生息していた貝類などの化石が観察できる。 |
| | 企画提案型協働事業 (掲載ページ:P.54) | 地域社会が抱えるさまざまな課題の解決や、市民満足度の向上につながる市民ニーズの充足に向けて、市民・市民活動団体・事業者などの多様な主体と市が互いに協力・連携し、事業を実施する。 |
| | クールシェアスポット (掲載ページ:P.47) | 暑さをしのぐ涼み処。公共施設や商業施設などの共有スペースをクールシェアスポットとして活用することで、熱中症の予防と、エアコンの使用(電力消費)削減につながる。 |
| | クリーン印西推進運動 (掲載ページ:P.8・37 等) | 本市では、毎月第1月曜日を「クリーン印西推進デー」としており、ごみの散乱防止・散乱空き缶などの清掃を目的とした「クリーン印西推進運動」を市内一斉に実施している。 |
| | グリーンインフラ (掲載ページ:P.3・17 等) | 自然環境の持つ機能を、社会資本整備やまちづくりに活用する考え方。グリーンインフラの取組は、気候変動対策、ネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を止め、反転させること)の実現、地域活性化などにも貢献する。主な取組事例として、屋上緑化、壁面緑化、緑地帯(グリーンベルト)の保全・創出などが挙げられる。 |
| | 経営耕地面積 (掲載ページ:P.21) | 農林業経営体が経営している耕地面積。田畑や樹園地などを含み、経営体が所有している耕地(自作地)と借りている耕地(借入耕地)の合計で形成されている。 |
| | 下水道整備率 (掲載ページ:P.8・31 等) | 下水道整備面積を、事業認可面積で除した値。 下水道整備率(%) = 整備面積 / 事業認可面積 × 100 |
| | 下水道普及率 (掲載ページ:P.8・31 等) | 下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値。 下水道普及率(%) = 処理区域内人口 / 行政人口 × 100 |
| | 公益信託印西市まちづくりファンド (掲載ページ:P.54) | 市民活動を推進・発展させていくため、市と信託銀行(千葉銀行)との公益信託契約により、平成19(2007)年1月に創設された。 |
| | 光化学オキシダント (掲載ページ:P.30) | 太陽光線(紫外線)による複雑な光学反応で生成されるオゾンなどの酸化性物質の集合体。その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。 |
| | 光化学スモッグ (掲載ページ:P.6・30 等) | 光化学反応によって生成された光化学オキシダントなどの大気汚染物質が滞留して、白いモヤがかかったような状態のこと。風が弱く、紫外線の強い夏の日に発生する。 |
| | ゴミゼロ運動 (掲載ページ:P.8・37 等) | 1都10県の統一美化キャンペーンとして毎年開催されている環境美化活動。本市では毎月実施している「クリーン印西推進運動」の一環にも位置づけられる。 |

| 五措 | 用語 | 内容 |
|--------|----------------------------------|---|
| さ 行 | 再生可能エネルギー (掲載ページ:P.10・13等) | 法律※で「エネルギー源として永続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定される。 (※)エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律。 |
| | 在来生物 (掲載ページ:P.24) | 在来種。もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団を指す。 |
| | 里山 (掲載ページ:P.2・6等) | 人の集落に近く、薪炭用木材や山菜採りなど、人手が加えられることで環境が維持されてきた森林を指す。 印西市内に残る谷津地域は良好な里山環境として注目されている。 |
| | 自主防災組織活動カバー率 (掲載ページ:P.10・47) | 自主防災組織活動カバー率(%)= (自主防災組織が組織されている地域の世帯数)÷(市の世帯数)×100 |
| | 循環型社会 (掲載ページ:P.3・12) | 自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、製品の長期間の利用や再生資源の投入などにより最終的に自然界へ廃棄するものをできるだけ少なくする社会のこと。 |
| | 生態系 (掲載ページ:P.12・17等) | 生きもの同士の相互作用と、それをとりまく環境との関わりをまとまりとしてとらえた概念のこと。 |
| | 生物多様性 (掲載ページ:P.12・17等) | 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物の多様性とは、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性が存在するとされている。 |
| た 行 | ダイオキシン類 (掲載ページ:P.8・35等) | 塩素を含む有機化学物質の一種。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。 |
| | 脱炭素社会 (掲載ページ:P.3・48) | 二酸化炭素の排出が実質ゼロ、カーボンニュートラルとなる社会のこと。 |
| | 多面的機能支払交付金 (掲載ページ:P.6・22) | 水路、農道、法面などの農業を支える施設の保全管理に取り組む農業者や地域住民の共同作業に支払われる交付金のこと。 |
| | 地下水のかん養 (掲載ページ:P.32) | 地下水のかん養とは、雨や河川などの地表の水が浸透して、地下水に流れ込むこと。雨水を浸透させるために、浸透マスや透水性舗装などの設備が利用される。 |
| | 地球温暖化対策の推進に関する法律 (掲載ページ:P.56) | 地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出の抑制等を講ずることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に平成10(1998)年10月9日に制定された法律。 |
| | 透水性舗装 (掲載ページ:P.32) | 雨水を地中に浸透させる機能を持った舗装のこと。 |
| | 特定外来生物 (掲載ページ:P.24・25等) | 外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又はまた及ぼすおそれがあるものは、平成17(2005)年に施行された外来生物法※に基づき、特定外来生物として指定している。 (※)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律。 |

| 五措 | 用語 | 内容 |
|--------|---|--|
| た 行 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法) (掲載ページ:P.35) | 有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することを通じて、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とした法律。 |
| な 行 | ナガエノツルゲイトウ (掲載ページ:P.24) | 南アメリカ原産の多年草の一種であり、日本では特定外来生物に指定されている。水路や湖沼で繁茂し、在来植物と競合するほか、水田などへの侵入による農業被害も報告されている。根や茎などの断片からでも発根する再生力の高さが特徴であり、駆除・根絶を行ううえでの障害となっている。 |
| | 二酸化炭素(CO ₂) (掲載ページ:P.43・59等) | 温室効果ガス的一种で、最も排出量が多いため、地球温暖化への影響が大きい。 |
| | 二酸化窒素(NO ₂) (掲載ページ:P.6・30等) | 呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物(NO _x)の一種。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場、事業場などである。 |
| | 認定新規就農者 (掲載ページ:P.6・22) | 新たに農業を始めるための青年等就農計画を市町村に認定され、その計画に沿って農業を営む者のこと。 |
| | 農振農用地 (掲載ページ:P.6・22) | 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地を「農業振興地域内の農用地」として市が指定するもの。 |
| は 行 | 東日本大震災 (掲載ページ:P.36) | 平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害およびこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害のこと。大規模な地震災害であることから大震災と呼称される。 |
| | 浮遊粒子状物質(SPM) (掲載ページ:P.6・30等) | 大気中に浮遊する粒径 10μm(ミクロン:1μm は、1mm の 1,000 分の 1)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るもの、自動車の走行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなど自然現象によるものなどがある。 |
| | 放射性物質 (掲載ページ:P.36) | 放射線を出す能力(放射能)を有する物質のこと。 |
| や 行 | 有価物集団回収奨励金事業 (掲載ページ:P.40) | 本市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成 4(1992)年 1 月から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進している。 この制度は、PTA・子ども会・高齢者クラブなどの市民団体による廃品回収を行うもので、有価物(紙類、布類、ビン類、アルミ、鉄類など)回収を行った場合、回収量に応じて奨励金を交付するものである。 |
| | 遊休農地 (掲載ページ:P.6・20等) | 耕作の目的に供されておらず、今後も耕作の目的に供されないと見込まれる農地。 |
| | 湧水 (掲載ページ:P.25・26) | 地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。 |
| B | BOD(ビーオーディー) (掲載ページ:P.6・31等) | 生物化学的酸素要求量のことで、水中の汚染物質(有機物)が微生物により酸化分解される際に必要な酸素量を示す。河川などの汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。 |

| 五十音 | 用語 | 内容 |
|-----|---|---|
| C | COD(シーオーディー) (掲載ページ:P.6・31等) | 化学的酸素要求量のことで、水中の汚染物質(有機物)が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化される際に必要な酸素量で示す。主に湖沼の汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。 |
| N | NPO(エヌピーオー) (掲載ページ:P.21・25等) | 非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳されるがNGOとの明確な区分や定義はない。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。平成10(1998)年に「特定非営利活動促進法(通称NPO法)」が制定された。 |
| P | ppm(ピーピーエム) (掲載ページ:P.6・7等) | 百万分率(100万分の1=parts per million)の略。例えば、空気1m ³ 中に1cm ³ のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を1ppmという。 |
| T | TEQ (ティーイーキュー) (掲載ページ:P.8・9等) | 毒性等量のこと。ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す。 |
| V | V2H(ビーケルトウホーム ／ブイツーエイチ) (掲載ページ:P.43・45) | 「Vehicle to home」の略称であり、電気自動車のバッテリーに蓄えた電気を家で使う仕組み及びその名称のこと。 |
| μ | μSv (マイクロシーベルト) (掲載ページ:P.36) | Sv(シーベルト)は、人間が放射線を受けた時の影響の強さを表す単位。μ(マイクロ)は、100万分の1の量であることを意味する単位の記号。 |
| 3 | 3R(スリーアール) (掲載ページ:P.2・12) | リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。1つめのR(リデュース)は、物を大切に使い、ごみを減らすこと、2つめのR(リユース)は、使える物は繰り返し使うこと、3つめのR(リサイクル)は、ごみを資源として再び利用すること、を意味する。 |
| | 30by30(サーティバイサー ティ)目標 (掲載ページ:P.24) | 2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。 |

令和7年度版 印西市環境白書

令和8（2026）年3月発行

発行：印西市 環境経済部 環境保全課

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL 0476-33-4491

<https://www.city.inzai.lg.jp/>